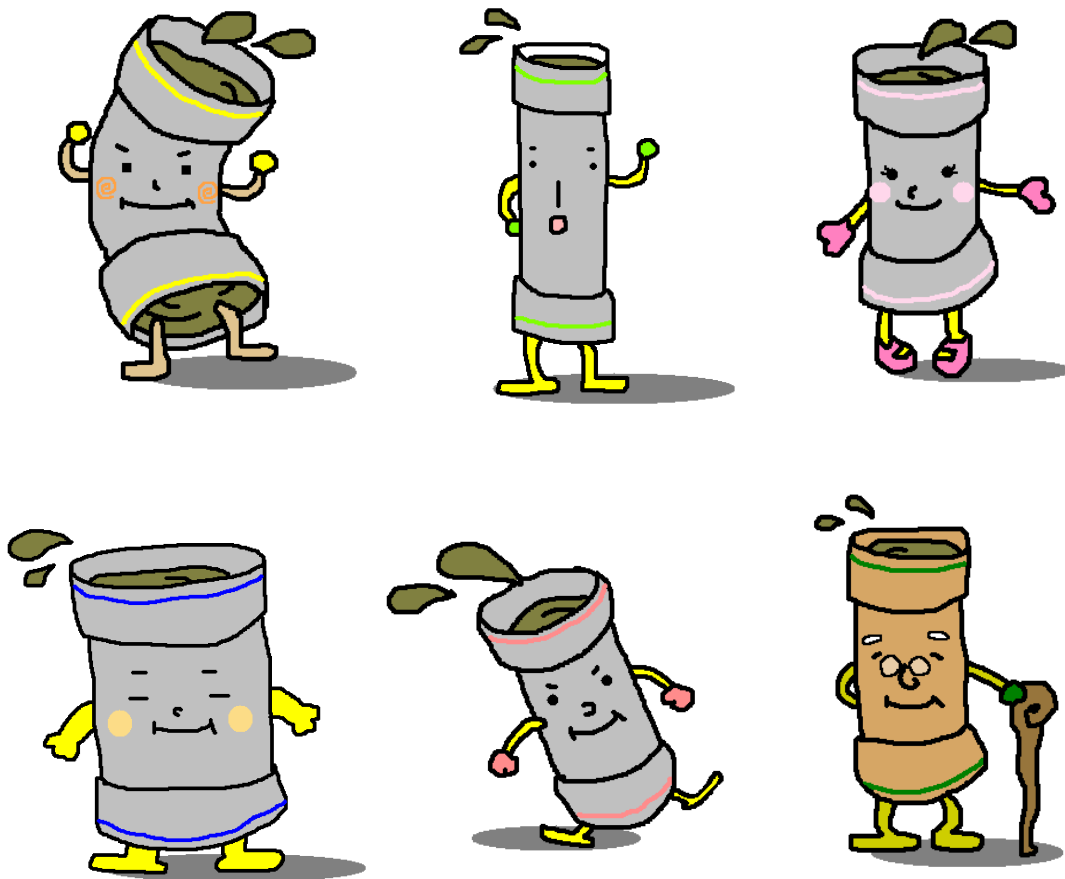


ふなばしの下水道概要

令和7年度



船橋市下水道部

下水道キャラクター



Dr.クリーン



ドット 21 号

目 次

I	下水道事業の沿革	1
II	下水道事業の計画	10
	1. 下水道全体計画	10
	2. 下水道計画図	11
	3. 町名別 下水道法事業計画区域	12
	4. 西浦処理区	18
	5. 高瀬処理区	19
	6. 津田沼処理区	20
	7. 印旛処理区	21
	8. 江戸川左岸処理区	23
III	下水道の普及	24
	1. 年度別普及率	24
	2. 処理区別下水道普及率	25
IV	下水道事業の財源	26
	1. 国庫補助金	26
	2. 企業債	26
	3. 下水道事業受益者負担金	27
	4. 下水道使用料	27
	5. 一般会計繰入金	28
V	下水道の利用促進	29
	1. 排水設備工事	29
	2. 排水設備工事資金の貸付及び補助事業	29
	3. 事業場等に対する水質規制	30
VI	下水道の施設及び処理状況	32
	1. 西浦下水処理場	32
	2. 高瀬下水処理場	33
	3. 都疎浜ポンプ場	34
	4. 宮本ポンプ場	34
	5. 中山ポンプ場	35

I 下水道事業の沿革

年次	組織関係	条例関係	管渠関係	処理場関係	ポンプ関係
昭和35年	衛生課に下水道係が誕生		3月 高根木戸地区の下水道法認可(面積78ha)		
36年		6月 下水道条例制定		6月 高根台下水処理場運転開始 計画人口15,000人	
37年			10月 西浦処理区都市計画決定(本町、湊町地区 面積134ha) 西浦処理区下水道法認可(面積134ha) (雨水)		
38年	(第1次5ヶ年計画)				
39年	都市計画課に下水道係設置		3月 高根木戸、北習志野処理区都市計画決定(面積206ha) 12月 高根木戸、北習志野処理区下水道法認可(面積206ha)		
41年					11月 都疎浜ポンプ場建設に着手
42年	(第2次5ヶ年計画) 7月 下水道課設置	2月 下水道使用料改定		2月 習志野台下水処理場運転開始	
43年		3月 都市計画下水道事業受益者負担に関する省令施行	12月 印旛沼流域下水道県都市計画決定		
44年		4月 下水道使用料改定			
45年			11月 西浦処理区都市計画変更(面積410ha)	11月 西浦下水処理場建設に着手	12月 都疎浜ポンプ場運転開始
46年	(第3次5ヶ年計画)		1月 西浦処理区下水道法認可(面積134ha) (合流)		
48年	7月 下水道課を公共下水道課に変更		3月 江戸川左岸流域下水道県都市計画決定 12月 西浦処理区都市計画変更(面積433ha)		
49年			2月 西浦処理区下水道法認可(面積333ha)		
50年		12月 下水道排水設備工事業者の指定に関する規則制定 12月 水洗便所化改造工事資金貸付規則制定		1月 高根台下水処理場を中継ポンプ場に変更	1月 高根台ポンプ場運転開始

年次	組織関係	条例関係	管渠関係	処理場関係	ポンプ関係
51年	(第4次5ヶ年計画) 7月 公共下水道課を公共下水道課と下水道施設課に分課	4月 下水道使用料改定	4月 西浦処理区供用開始	3月 西浦下水処理場運転開始 16,600m ³ /日	
52年			3月 印旛沼流域関連公共下水道千葉ニュータウン都市計画決定(小室町の一部 面積112ha)		11月 宮本ポンプ場建設に着手
53年	下水道部設置 下水道管理課 下水道建設課 下水道施設課	12月 小室町地区下水道設置条例制定	3月 船橋市下水道全体計画策定(面積6,973ha) 3月 印旛沼流域関連公共下水道千葉ニュータウン下水道法認可(面積90ha)		
54年		12月 都市計画下水道事業受益者負担に関する条例制定	3月 印旛処理区供用開始		
55年				4月 西浦下水処理場増設 25,000m ³ /日	10月 宮本ポンプ場運転開始
56年	(第5次5ヶ年計画)				
57年		4月 下水道使用料改定	3月 西浦処理区都市計画変更(面積1,354ha) 5月 西浦処理区下水道法認可(面積501ha) 7月 印旛沼流域関連公共下水道印旛処理区都市計画決定(面積653ha) 8月 印旛処理区都市計画法認可(面積235ha)		
59年				4月 西浦下水処理場増設 32,500m ³ /日 10月 西浦下水処理場合流ポンプ棟工事に着手	
61年	(第6次5ヶ年計画)	3月 水洗便所化改造工事資金貸付金改定 4月 下水道使用料改定(2段階改定61・62年)	3月 高根木戸、北習志野処理区都市計画変更(高根木戸 63.97ha 単独公共下水道より流域関連公共下水道印旛処理区へ編入) 3月 印旛処理区都市計画変更(面積726ha) 3月 印旛処理区下水道法認可変更(面積306ha) 5月 高根木戸地区の単独公共下水道を印旛沼流域関連公共下水道に接続		5月 高根台ポンプ場廃止

年次	組織関係	条例関係	管渠関係	処理場関係	ポンプ関係
62年			2月 北習志野処理区都市計画変更(単独公共下水道より印旛沼流域関連公共下水道印旛処理区に編入面積206ha) 3月 印旛処理区都市計画変更(面積1,074ha) 3月 印旛処理区下水道法認可変更(面積753ha) 5月 北習志野地区の単独公共下水道を印旛沼流域関連公共下水道に接続		
63年	4月 下水道建設課を下水道計画課と下水道建設課に分課、下水道施設課を西浦下水道処理場に変更	4月 使用料収納事務業者委託		4月 西浦合流ポンプ運転開始 汚水 φ 600×2 雨水 φ 1,500×3 9月 西浦下水道処理場雨天時汚水沈殿池、エアレーションタンク、最終沈殿池、放流渠等工事に着手	
平成元年		4月 使用料収納事務コンピュータ化	3月 西浦処理区都市計画変更(面積1,354ha) 3月 西浦処理区下水道法認可変更(面積746ha) 9月 印旛処理区下水道法認可変更(面積875ha)		
2年		2月 千葉、船橋、習志野、八千代市共同下水道事務移管	7月 江戸川左岸処理区都市計画決定(面積40ha)		
3年	(第7次5ヶ年計画)	4月 下水道使用料改定(2段階改定3年・4年) 4月 水洗便所化改造工事資金貸付規則改定(限度額改定) 12月 条例改正(消費税の転嫁)	6月 江戸川左岸処理区下水道法認可(面積40ha) 11月 西浦処理区都市計画変更(面積1,104ha) 高瀬処理区都市計画変更(面積2,307ha)	3月 西浦下水道処理場高級処理 48,800m ³ /日 簡易処理 346,000m ³ /日	
4年			2月 高瀬処理区下水道法認可(面積571ha) 3月 西浦処理区下水道法認可変更(面積528ha)		

年次	組織関係	条例関係	管渠関係	処理場関係	ポンプ関係
5年		3月 浜田川都市下水道事業事務移管	2月 印旛処理区都市計画変更(面積1,208ha) 津田沼処理区都市計画決定(面積355ha) 3月 印旛処理区下水道法認可変更(面積1,013ha) 津田沼処理区下水道法認可(面積15ha) 6月 江戸川左岸処理区供用開始	12月 高瀬下水処理場建設に着手	
6年		4月 下水道使用料改定			
7年	4月 下水道建設第1課、2課を設置		4月 津田沼処理区下水道法認可変更(面積120ha) 7月 西浦処理区都市計画変更(面積1,131ha)		
8年	(第8次7ヶ年計画)	4月 小室町地区下水道設置条例廃止	8月 西浦処理区下水道法認可変更(面積695ha)		
9年			6月 津田沼処理区供用開始		
10年			3月 高瀬処理区下水道法認可変更(面積674ha) 4月 西浦、高瀬、津田沼、印旛処理区都市計画変更(幹線基準の変更に伴う変更) 4月 印旛処理区都市計画変更(面積1159ha)		
11年	4月 高瀬下水処理場を設置		3月 印旛処理区下水道法認可変更(面積1,249ha) 4月 高瀬処理区供用開始	4月 高瀬下水処理場運転開始 高級処理 25,250m ³ /日 10月 高瀬下水処理場簡易処理 122,000m ³ /日	
12年		4月 下水道使用料改定 4月 水洗便所化改修工事資金貸付金規則改正 限度額、連帯保証人、償還期間の改正 7月 下水道条例施行規則窒素、燐の項目追加 9月 受益者負担金施行規則改正。社会福祉事業法等改正	3月 津田沼処理区下水道法認可変更(面積355ha) 12月 西浦処理区下水道法認可変更(面積859ha) 12月 高瀬処理区下水道法認可変更(面積1,105ha)	4月 西浦下水処理場高級処理 61,600m ³ /日 12月 西浦下水処理場既設(A系)の高度改修工事に着手	
13年		8月 受益者負担金施行規則改正。郵便局窓口納付開始	3月 印旛処理区都市計画変更(面積1,275ha)		

年次	組織関係	条例関係	管渠関係	処理場関係	ポンプ関係
14年		4月 受益者負担金施行規則改正。減免基準改正	4月 印旛処理区下水道法認可変更 (面積 1,253ha) 江戸川左岸処理区下水道法認可変更 (面積 40ha)	1月 西浦下水処理場既設(A系)一部高度処理を開始 7,500m ³ /日 4月 高瀬下水処理場一部高度処理を開始 13,800m ³ /日	4月 中山ポンプ場公共下水道施設として供用開始
15年			3月 船橋市下水道全体計画変更策定 (面積6,973ha)	4月 西浦下水処理場高度処理合計能力 28,750m ³ /日	
16年		7月 下水道使用料コンビニ収納開始	4月 高瀬処理区下水道法認可変更 (面積 255ha)	4月 西浦下水処理場高度処理合計能力 36,570m ³ /日	
17年		4月 船橋市下水道条例(排水設備工事事業者指定の条例化)	3月 船橋市暫定処理分区下水道法認可 (面積 303ha) 3月 合流式下水道緊急改善計画策定(同意)	4月 高瀬下水処理場包括的民間委託開始	4月 宮本ポンプ場包括的民間委託開始
18年	中期経営計画策定(H18~H21)	4月 下水道使用料改定 4月 都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(市街化調整区域の負担金額の制定)	12月 高瀬処理区都市計画変更 (面積 2,307ha) 12月 津田沼処理区都市計画変更 (面積 382ha) 12月 印旛処理区都市計画変更 (面積 1,294ha) 12月 江戸川左岸処理区都市計画変更 (面積 340ha)	4月 西浦下水処理場高度処理合計能力 44,200m ³ /日 4月 高瀬下水処理場3系増設 高度処理合計能力 55,700m ³ /日	
19年	財政健全化計画策定(H19~H23)	4月 水洗便所化改造工事資金貸付金口座振替開始	3月 高瀬処理区下水道法認可変更 (総面積 1,491ha) 3月 津田沼処理区下水道法認可変更 (総面積 382ha) 3月 印旛処理区下水道法認可変更 (総面積 1,271ha) 3月 船橋市暫定処理分区下水道法認可変更 (総面積 489ha) 3月 合流式下水道緊急改善事業認可		
20年	4月 公金徴収一元化	4月 水洗便所化改造工事資金貸付金規則改正(限度額の改正)	3月 江戸川左岸処理区下水道法認可変更(年度延伸)	4月 西浦下水処理場高度処理合計能力 51,800m ³ /日	
21年			3月 船橋市公共下水道全体計画変更 (面積7,110ha) 8月 総合地震対策計画1期策定(緊急輸送路下) 8月 合流式下水道緊急改善計画変更(同意)	4月 西浦下水処理場高度処理合計能力 59,300m ³ /日 8月 総合地震対策計画1期策定(西浦下水処理場)	

年次	組織関係	条例関係	管渠関係	処理場関係	ポンプ関係
22年	4月 下水道建設第1課、2課を統合	7月 水洗便所化改修工事資金貸付金規則改正(申請者及び連帯保証人の要件見直し、口座振替を条件化)	3月 船橋市下水道全体計画変更策定(雨水計画策定) 3月 西浦処理区下水道法認可変更(総面積1,131ha)(総合地震対策事業) 3月 高瀬処理区下水道法認可変更(総合地震対策事業) 3月 津田沼処理区下水道法認可変更(年度延伸) 3月 印旛処理区下水道法認可変更(総合地震対策事業) 3月 印旛処理区都市計画変更(総面積1,319ha) 6月 高瀬処理区下水道法認可変更(総面積1,708ha)	4月 西浦下水処理場高度処理合計能力53,000m ³ /日 4月 高瀬下水処理場高度処理合計能力51,000m ³ /日	
23年	4月 下水道部組織再編 下水道総務課 下水道河川計画課 下水道建設課 下水道施設課 下水道河川管理課 河川整備課	4月 水洗便所化改修工事資金貸付金規則改正(貸付対象に誤接続改修工事を追加)	3月 印旛処理区下水道法認可変更(総面積1,315ha) 3月 船橋市暫定処理分区分下水道法認可変更(年度延伸) 3月 江戸川左岸処理区下水道法認可変更(年度延伸)	4月 高瀬下水処理場4系増設 高度処理合計能力76,500m ³ /日	
24年		7月 条例・施行規則改正(住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止等に伴う改正)	3月 高瀬、印旛処理区下水道法認可変更(分流式雨水排水区域の追加)		
25年			4月 長寿命化計画策定(高根台・習志野台) 5月 江戸川左岸処理区下水道法事業計画変更(総面積233ha)	12月 長寿命化計画策定(西浦下水処理場・高瀬下水処理場)	12月 長寿命化計画策定(宮本ポンプ場)
26年		4月 下水道使用料改定(消費税の転嫁)	3月 総合地震対策計画2期策定(緊急輸送路下・軌道下) 3月 西浦処理区都市計画変更(総面積1,243ha) 3月 津田沼処理区下水道法事業計画変更(年度延伸)	3月 総合地震対策計画2期策定(西浦下水処理場)	3月 総合地震対策計画2期策定(宮本ポンプ場・中山ポンプ場・都疎浜ポンプ場)

年次	組織関係	条例関係	管渠関係	処理場関係	ポンプ関係
27年			3月 長寿命化計画策定 (高根台・習志野台) 3月 西浦処理区下水道法 事業計画変更 (年度延伸) 3月 高瀬処理区下水道法 事業計画変更 (総面積1,818ha) 10月 印旛処理区下水道法 事業計画変更 (年度延伸) 10月 津田沼処理区下水道 法事業計画変更 (年度延伸)		
28年				3月 高瀬下水処理場 5系増設 高度処理合計能力 102,000 m ³ /日 12月 西浦下水処理場 B-3系増設 高度処理合計能力 67,000m ³ /日	
29年		11月 条例改正(排水設備 指定工事店の新規の 指定の申請、指定の 更新の申請、指定工 事店証の書換交付及 び再交付の手数料徴 収に伴う改正) 12月 船橋市下水道事業の 設置等に関する条例 (平成30年4月1日 施行：地方公営企業 法の一部適用(企業 会計))	2月 西浦処理区下水道法 事業計画変更 (総面積1,243ha) 2月 高瀬処理区下水道法 事業計画変更 (総面積2,307ha)		
30年	4月 平成30年度より下水 道事業会計(企業会 計)		2月 江戸川左岸処理区下 水道法事業計画変更 (総面積340ha) 2月 津田沼処理区下水道 法計画変更 (年度延伸) 4月 船橋市下水道ストッ クマネジメント計画 策定 4月 総合地震対策計画3 期策定(緊急輸送路 下・軌道下・宿泊可 能避難所) 7月 印旛処理区下水道法 事業計画変更 (年度延伸)	4月 船橋市下水道ストッ クマネジメント計画 策定 4月 総合地震対策計画 3期策定 (西浦下水処理場・ 高瀬下水処理場) 7月 西浦下水処理場 B-1系高度処理開始 高度処理合計能力 81,000m ³ /日	4月 船橋市下水道ストッ クマネジメント計画 策定 4月 総合地震対策計画 3期策定 (都疎浜ポンプ場)
令和 元年		10月 下水道使用料改定 (消費税の転嫁)	2月 船橋市公共下水道全 体計画変更 (雨水計画見直し)	4月 西浦下水処理場 消化ガス発電開始	
2年		1月 条例・施行規則改正 (指定工事店欠格条 項に係る改正)	2月 印旛処理区下水道法 事業計画変更 (雨水総面積836ha) 2月 高瀬処理区下水道法 事業計画変更 (雨水総面積131ha)		

年次	組織関係	条例関係	管渠関係	処理場関係	ポンプ関係
2年		4月 水洗便所化改造工事 資金貸付金規則改正 (民法改正に伴う改正) 4月 水洗便所化改造工事 資金貸付金規則改正 (新型コロナウイルス 感染症の影響に伴う 改正) 7月 下水道使用料改定			
3年	3月 下水道事業期経営戦 略を策定	1月 千葉県企業局による 上下水道料金の徴収 一元化開始 1月 条例・施行規則改正 (除害施設の設置基準 の適用除外を規定す る改正)			
4年			2月 高瀬処理区下水道法 事業計画変更 (雨水総面積134ha) 3月 高瀬処理区都市計 画変更 (総面積 2,349ha)	4月 高瀬下水処理場 消化ガス発電開始	
5年			2月 印旛処理区都市計 画変更 (総面積 1,454ha) 2月 江戸川左岸処理区下 水道法事業計画変更 (年度延伸) 3月 西浦処理区下水道法 事業計画変更 (年度延伸) 3月 高瀬処理区下水道法 事業計画変更 (総面積 2,349ha) (年度延伸)		3月 西浦処理区下水道法 事業計画変更 (都疎浜ポンプ場)
6年		4月 水洗便所化改造工事 資金貸付金規則改正 (新型コロナウイルス 感染症の影響終了に 伴う改正)	2月 高瀬処理区下水道法 事業計画変更 (幹線ルート変更) 3月 印旛処理区下水道法 事業計画変更 (年度延伸) 3月 総合地震対策計画 4期策定 10月 高瀬処理区下水道法 事業計画変更 (雨水総面積410ha) 10月 印旛処理区下水道法 事業計画変更 (総面積1,450ha) (雨水総面積955ha) (幹線ルート変更)	3月 総合地震対策計画 4期策定	2月 西浦処理区下水道法 事業計画変更 (都疎浜ポンプ場) 3月 総合地震対策計画 4期策定

7年	4月	下水道部組織再編 下水道総務課 下水道河川計画課 下水道河川整備課 下水道施設課 下水道河川管理課	1月	上下水道耐震化計画 (上下水道)	1月	上下水道耐震化計画 (上下水道)
			2月	江戸川左岸処理区下水道法事業計画変更 (総面積339ha) (年度延伸)		
			3月	船橋市下水道全体計画変更 (年度延伸)		
			3月	西浦処理区下水道法事業計画変更 (年度延伸)		
			3月	高瀬処理区下水道法事業計画変更 (年度延伸)		
			3月	津田沼処理区下水道法事業計画変更 (年度延伸)		
			3月	印旛処理区下水道法事業計画変更 (総面積1,460ha) (年度延伸)		

令和7年3月末現在

※第一次一括法の施行に伴い下水道に係わる都市計画法及び下水道法の一部改正があり、下水道法の公共下水道事業計画の策定（法第4条関係）については認可から都道府県知事との「同意を要しない協議」となった。このことから、平成23年度以前は「下水道法認可変更」、平成24年度以降は「下水道事業計画変更」と記している。

Ⅱ 下水道事業の計画

1. 下水道全体計画

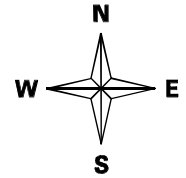
船橋市は、東京都と近接しているため、昭和35年頃から急激な宅地開発が進み、排水量の増大による低地部の浸水被害が頻発し、また、生活雑排水による水源地や公共用水域の汚濁等が著しくなり、自然環境の悪化の阻止及び生活環境の向上を図るため、昭和53年度に都市の根幹である公共下水道の基本計画が策定された。平成21年度千葉県において上位計画である流域別下水道整備総合計画（東京湾・利根川）の見直し作業が完了したため、本市においても平成21年度全体計画（変更）を策定した。

全体計画では、市域の約83%・7,110ha（処理計画人口652,900人）を下水道計画区域とし、これを主に河川流域による地形的条件によって、単独公共下水道3処理区（西浦処理区・高瀬処理区・津田沼処理区）、流域関連公共下水道2処理区（印旛処理区・江戸川左岸処理区）の5処理区に分割して整備する計画としている。

下水道計画面積

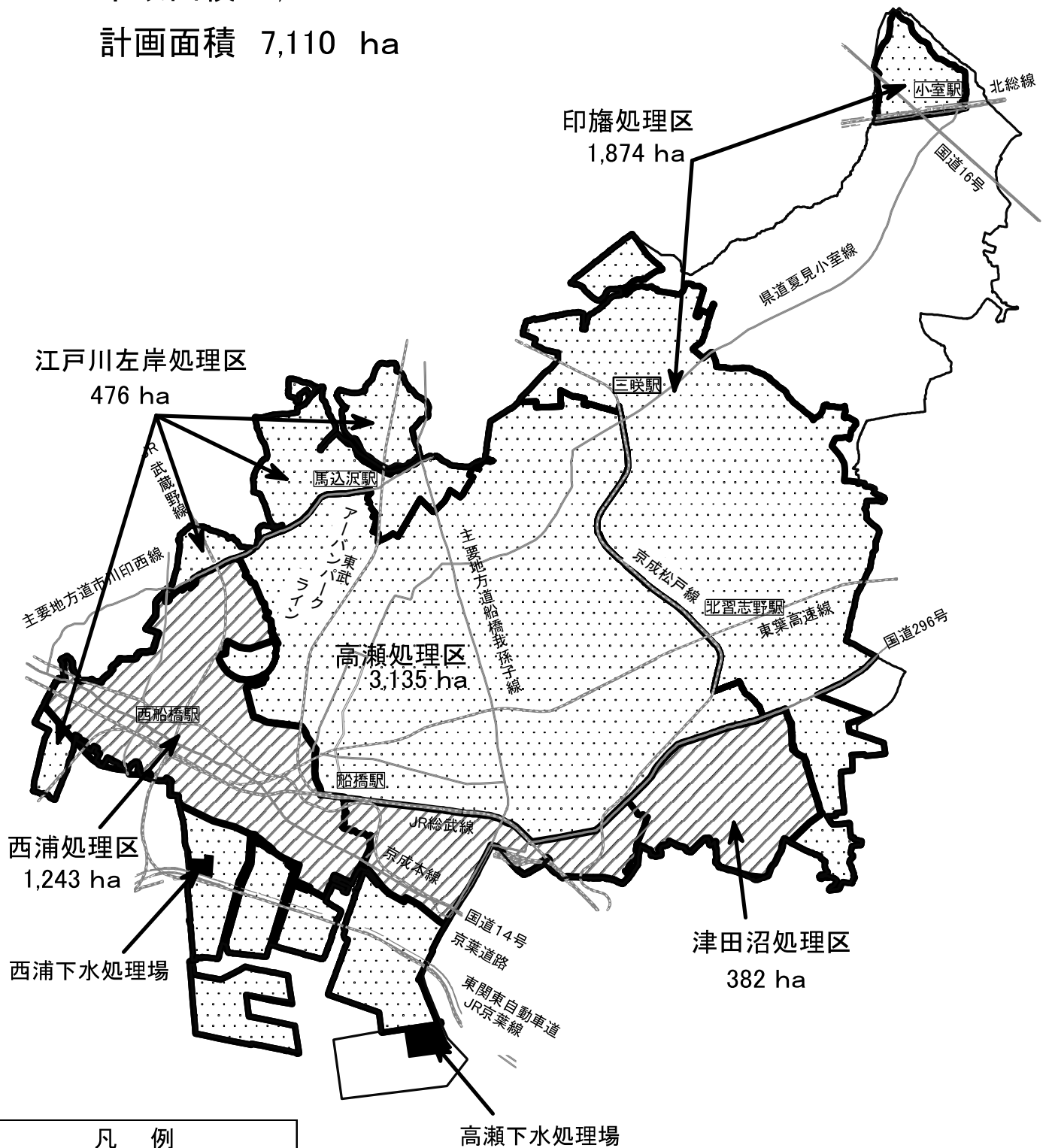
処理区名	面積 (ha)			
	市街化区域	調整区域	計	摘要
西 浦	1,243	—	1,243	分流 414 合流 829
高 瀬	2,350	785	3,135	分流 2,796 合流 339
津 田 沼	355	27	382	合流 382
印 旛	1,285	589	1,874	分流 1,874
江戸川左岸	339	137	476	分流 476
計	5,572	1,538	7,110	分流 5,560 合流 1,550

2. 下水道計画図



市域面積 8,562 ha

計画面積 7,110 ha



凡 例	
	全体計画区域
	合流区域
	分流区域

3. 町名別 下水道法事業計画区域

町丁目名	下水道計画区域(処理区名)	下水道法 事業計画区域
あ	旭町	高瀬処理区 ○
	旭町1丁目	高瀬処理区 ○
	旭町2丁目	高瀬処理区 ○
	旭町3丁目	高瀬処理区 ○
		江戸川左岸処理区 ○
	旭町4丁目	高瀬処理区 時期未定
		江戸川左岸処理区 ○(一部)
	旭町5丁目	高瀬処理区 ○(一部)
	旭町6丁目	高瀬処理区 ○(大部)
東町	高瀬処理区 ○(一部)	
い	市場1丁目	高瀬処理区 ○
	市場2丁目	高瀬処理区 ○(一部)
	市場3丁目	高瀬処理区 ○
	市場4丁目	高瀬処理区 ○
	市場5丁目	高瀬処理区 ○(一部)
	印内1丁目	西浦処理区 ○
	印内2丁目	西浦処理区 ○
	印内3丁目	西浦処理区 ○
	印内町	西浦処理区 ○
お	大穴北1丁目	印旛処理区 ○
	大穴北2丁目	印旛処理区 ○(一部)
	大穴北3丁目	印旛処理区 ○(一部)
	大穴北4丁目	印旛処理区 ○(一部)
	大穴北5丁目	印旛処理区 時期未定
	大穴北6丁目	印旛処理区 時期未定
	大穴北7丁目	印旛処理区 時期未定
	大穴北8丁目	印旛処理区 ○(一部)
	大穴町	印旛処理区 時期未定
	大穴南1丁目	印旛処理区 ○
	大穴南2丁目	印旛処理区 ○(大部)
	大穴南3丁目	印旛処理区 時期未定
	大穴南4丁目	印旛処理区 ○(一部)(分流雨水一部)
	大穴南5丁目	印旛処理区 ○(一部)(分流雨水一部)
	大神保町	下水道全体計画区域外
か	海神1丁目	西浦処理区 ○
	海神2丁目	西浦処理区 ○
	海神3丁目	西浦処理区 ○
	海神4丁目	西浦処理区 ○
	海神5丁目	西浦処理区 ○
	海神6丁目	西浦処理区 ○
	海神町2丁目	西浦処理区 ○
	海神町3丁目	西浦処理区 ○
	海神町西1丁目	西浦処理区 ○
	海神町東1丁目	西浦処理区 ○
	海神町南1丁目	西浦処理区 ○
	葛飾町2丁目	西浦処理区 ○
	金杉1丁目	高瀬処理区 時期未定
	金杉2丁目	高瀬処理区 時期未定
	金杉3丁目	高瀬処理区 時期未定
	金杉4丁目	高瀬処理区 ○(一部)
	金杉5丁目	高瀬処理区 ○
	金杉6丁目	高瀬処理区 ○
	金杉7丁目	高瀬処理区 ○
	金杉8丁目	高瀬処理区 ○(大部)
	金杉9丁目	高瀬処理区 ○(一部)
	金杉台1丁目	高瀬処理区 ○
	金杉台2丁目	高瀬処理区 ○
	金杉町	高瀬処理区 ○(一部)
	金堀町	大部下水道全体計画区域外(一部印旛処理区) 時期未定
	上山町1丁目	西浦処理区 ○
		高瀬処理区 ○
		江戸川左岸処理区 ○
	上山町2丁目	高瀬処理区 ○
		江戸川左岸処理区 ○

下水道法事業計画区域 …… ○:事業計画策定済区域、 時期未定:下水道法事業計画未策定区域

町丁目名		下水道計画区域(処理区名)	下水道法 事業計画区域	
き	上山町3丁目	高瀬処理区	○	
		江戸川左岸処理区	○	
	北本町1丁目	高瀬処理区	○	
	北本町2丁目	高瀬処理区	○	
	行田1丁目	西浦処理区	○	
		高瀬処理区	○(分流雨水一部)	
	行田2丁目	西浦処理区	○	
	行田3丁目	西浦処理区	○	
	行田町	西浦処理区	○	
高瀬処理区		○		
く	楠が山町	大部下水道全体計画区域外(一部印旛処理区)	時期未定	
	車方町	下水道全体計画区域外		
こ	高野台1丁目	印旛処理区	○	
	高野台2丁目	印旛処理区	○	
	高野台3丁目	印旛処理区	○	
	高野台4丁目	印旛処理区(一部下水道全体計画区域外)	○(大部)	
	高野台5丁目	印旛処理区(一部下水道全体計画区域外)	○(一部)	
	古作1丁目	西浦処理区	○	
		江戸川左岸処理区	○	
	古作2丁目	西浦処理区	○	
		江戸川左岸処理区	○	
	古作3丁目	西浦処理区	○	
	古作4丁目	西浦処理区	○	
	古作町	西浦処理区	○	
	小野田町	下水道全体計画区域外		
	小室町	印旛処理区(一部下水道全体計画区域外)	○(大部)	
	米ヶ崎町	高瀬処理区	○(一部)	
	古和釜町	印旛処理区(一部下水道全体計画区域外)	○(一部)	
	さ	栄町1丁目	西浦処理区	○
栄町2丁目		西浦処理区	○	
咲が丘1丁目		印旛処理区	○(分流雨水)	
咲が丘2丁目		印旛処理区	○(分流雨水一部)	
咲が丘3丁目		印旛処理区	○(分流雨水一部)	
し	咲が丘4丁目	印旛処理区	○(分流雨水一部)	
	潮見町	西浦処理区	○	
	芝山1丁目	高瀬処理区	○	
	芝山2丁目	高瀬処理区	○	
	芝山3丁目	高瀬処理区	○	
	芝山4丁目	高瀬処理区	○	
	芝山5丁目	高瀬処理区	○	
	芝山6丁目	高瀬処理区	○	
	芝山7丁目	高瀬処理区	○	
	新高根1丁目	高瀬処理区	○(大部)	
	新高根2丁目	高瀬処理区	○(大部)	
	新高根3丁目	高瀬処理区	○(分流雨水一部)	
	新高根4丁目	高瀬処理区	○(分流雨水一部)	
	新高根5丁目	高瀬処理区	○	
	新高根6丁目	高瀬処理区	○	
	神保町	下水道全体計画区域外		
	す	鈴身町	下水道全体計画区域外	
		駿河台1丁目	高瀬処理区	○(一部)
		駿河台2丁目	高瀬処理区	○(大部)
た	高瀬町	大部下水道全体計画区域外(一部高瀬処理区)	○(一部)	
	高根台1丁目	印旛処理区	○(分流雨水)	
	高根台2丁目	印旛処理区	○(分流雨水)	
	高根台3丁目	印旛処理区	○(分流雨水)	
	高根台4丁目	印旛処理区	○(分流雨水)	
	高根台5丁目	印旛処理区	○(分流雨水)	
	高根台6丁目	印旛処理区	○(分流雨水)	
	高根台7丁目	高瀬処理区	○	
	高根町	高瀬処理区	○(一部)	
	滝台1丁目	津田沼処理区	○	
	滝台2丁目	高瀬処理区	○	
	滝台町	高瀬処理区	○	
	田喜野井1丁目	津田沼処理区	○	
	田喜野井2丁目	津田沼処理区	○	
	田喜野井3丁目	津田沼処理区	○	

下水道法事業計画区域 …… ○:事業計画策定済区域、 時期未定:下水道法事業計画未策定区域

町丁目名	下水道計画区域(処理区名)	下水道法 事業計画区域	
	田喜野井4丁目	津田沼処理区	○
	田喜野井5丁目	津田沼処理区	○
	田喜野井6丁目	津田沼処理区	○
	田喜野井7丁目	津田沼処理区	○
つ	坪井町	印旛処理区(一部下水道全体計画区域外)	○(一部)
	坪井東1丁目	印旛処理区	○
	坪井東2丁目	印旛処理区	○
	坪井東3丁目	印旛処理区	○
	坪井東4丁目	印旛処理区	○
	坪井東5丁目	印旛処理区	○
	坪井東6丁目	印旛処理区	○
	坪井西1丁目	印旛処理区	○
	坪井西2丁目	印旛処理区	○(大部)
と	豊富町	下水道全体計画区域外	
な	中野木1丁目	高瀬処理区	○
	中野木2丁目	高瀬処理区	○
	夏見1丁目	高瀬処理区	○(大部)
	夏見2丁目	高瀬処理区	○
	夏見3丁目	高瀬処理区	○
	夏見4丁目	高瀬処理区	○
	夏見5丁目	高瀬処理区	○(一部)
	夏見6丁目	高瀬処理区	○
	夏見7丁目	高瀬処理区	○(一部)
	夏見台1丁目	高瀬処理区	○
	夏見台2丁目	高瀬処理区	○(大部)
	夏見台3丁目	高瀬処理区	○
	夏見台4丁目	高瀬処理区	○(大部)
	夏見台5丁目	高瀬処理区	○
	夏見台6丁目	高瀬処理区	○(一部)
	夏見町2丁目	高瀬処理区	時期未定
	七林町	高瀬処理区	○
	習志野1丁目	印旛処理区	○
	習志野2丁目	印旛処理区	○
	習志野3丁目	印旛処理区(一部下水道全体計画区域外)	○(一部)
	習志野4丁目	印旛処理区	○
	習志野5丁目	印旛処理区	○
	習志野台1丁目	印旛処理区	○(分流雨水)
	習志野台2丁目	印旛処理区	○(分流雨水)
	習志野台3丁目	印旛処理区	○(分流雨水)
	習志野台4丁目	印旛処理区	○(分流雨水)
	習志野台5丁目	高瀬処理区	○
	習志野台6丁目	印旛処理区	○(分流雨水)
	習志野台7丁目	印旛処理区	○(分流雨水一部)
習志野台8丁目	印旛処理区	○(分流雨水一部)	
に	西浦1丁目	西浦処理区	○
	西浦2丁目	西浦処理区	○
	西浦3丁目	西浦処理区	○
	西習志野1丁目	高瀬処理区	○
	西習志野2丁目	高瀬処理区	○
	西習志野3丁目	高瀬処理区	○
	西習志野4丁目	高瀬処理区	○
	西船1丁目	西浦処理区	○
	西船2丁目	西浦処理区	○
	西船3丁目	西浦処理区	○
	西船4丁目	西浦処理区	○
	西船5丁目	西浦処理区	○
	西船6丁目	西浦処理区	○
	西船7丁目	西浦処理区	○
	二宮1丁目	高瀬処理区	○
	二宮2丁目	高瀬処理区	○
	は	飯山満町1丁目	高瀬処理区
飯山満町2丁目		高瀬処理区	○(大部)
飯山満町3丁目		高瀬処理区	○
浜町1丁目		高瀬処理区	○
浜町2丁目		高瀬処理区	○
浜町3丁目		高瀬処理区	○

下水道法事業計画区域 … ○:事業計画策定済区域、 時期未定:下水道法事業計画未策定区域

町丁目名	下水道計画区域(処理区名)	下水道法 事業計画区域	
ひ	東中山1丁目	西浦処理区	○
	東中山2丁目	西浦処理区	○
	東船橋1丁目	高瀬処理区	○
	東船橋2丁目	高瀬処理区	○
	東船橋3丁目	高瀬処理区	○
	東船橋4丁目	高瀬処理区	○
	東船橋5丁目	高瀬処理区	○
	東船橋6丁目	高瀬処理区	○
	東船橋7丁目	高瀬処理区	○
	日の出1丁目	西浦処理区	○
	日の出2丁目	西浦処理区	○
ふ	藤原1丁目	江戸川左岸処理区	○
	藤原2丁目	江戸川左岸処理区	○
	藤原3丁目	江戸川左岸処理区	○(一部)
	藤原4丁目	江戸川左岸処理区	○(一部)
	藤原5丁目	江戸川左岸処理区	○(一部)
	藤原6丁目	江戸川左岸処理区	○(一部)
	藤原7丁目	江戸川左岸処理区	○(一部)
	藤原8丁目	江戸川左岸処理区	○(一部)
	二子町	西浦処理区	○
	二和西1丁目	高瀬処理区	○
	二和西2丁目	高瀬処理区	○(一部)
	二和西3丁目	高瀬処理区	時期未定
	二和西4丁目	高瀬処理区	時期未定
		印旛処理区	○(分流雨水一部)
	二和西5丁目	高瀬処理区	○(一部)
	二和西6丁目	高瀬処理区	時期未定
		印旛処理区	○
	二和東1丁目	高瀬処理区	時期未定
	二和東2丁目	高瀬処理区	○(一部)
	二和東3丁目	高瀬処理区	時期未定
		印旛処理区	○(分流雨水一部)
	二和東4丁目	高瀬処理区	○(一部)
	二和東5丁目	高瀬処理区	時期未定
		印旛処理区	○(分流雨水一部)
二和東6丁目	印旛処理区	○(分流雨水一部)	
ほ	本郷町	西浦処理区	○
	本町1丁目	西浦処理区	○
	本町2丁目	西浦処理区	○
	本町3丁目	西浦処理区	○
		高瀬処理区	○
	本町4丁目	西浦処理区	○
		高瀬処理区	○
	本町5丁目	高瀬処理区	○
	本町6丁目	高瀬処理区	○
	本町7丁目	西浦処理区	○
高瀬処理区		○	
ま	前貝塚町	高瀬処理区	○
	前原西1丁目	高瀬処理区	○
	前原西2丁目	高瀬処理区	○
	前原西3丁目	高瀬処理区	○
	前原西4丁目	高瀬処理区	○
	前原西5丁目	高瀬処理区	○
	前原西6丁目	高瀬処理区	○
	前原西7丁目	高瀬処理区	○
	前原西8丁目	高瀬処理区	○
	前原東1丁目	高瀬処理区	○
		津田沼処理区	○
	前原東2丁目	高瀬処理区	○
		津田沼処理区	○
	前原東3丁目	高瀬処理区	○
	前原東4丁目	高瀬処理区	○
		津田沼処理区	○
	前原東5丁目	高瀬処理区	○
		津田沼処理区	○
	前原東6丁目	津田沼処理区	○
	馬込町	江戸川左岸処理区	○(一部)
		高瀬処理区	時期未定

下水道法事業計画区域 …… ○:事業計画策定済区域、 時期未定:下水道法事業計画未策定区域

町丁目名	下水道計画区域(処理区名)	下水道法 事業計画区域	
	馬込西1丁目	江戸川左岸処理区	○
	馬込西2丁目	江戸川左岸処理区	○
	馬込西3丁目	江戸川左岸処理区	○
	松が丘1丁目	印旛処理区	○
	松が丘2丁目	印旛処理区	○(大部)、(分流雨水一部)
	松が丘3丁目	印旛処理区	○(分流雨水一部)
	松が丘4丁目	印旛処理区	○(分流雨水一部)
	松が丘5丁目	印旛処理区	○(大部)、(分流雨水一部)
	丸山1丁目	江戸川左岸処理区	○
	丸山2丁目	江戸川左岸処理区	○
	丸山3丁目	江戸川左岸処理区	○
	丸山4丁目	江戸川左岸処理区	○
	丸山5丁目	江戸川左岸処理区	○
み	三咲1丁目	高瀬処理区	○(一部)
	三咲2丁目	印旛処理区	○
		高瀬処理区	○
	三咲3丁目	印旛処理区	○
	三咲4丁目	印旛処理区	○
	三咲5丁目	印旛処理区	○
	三咲6丁目	印旛処理区	○
	三咲7丁目	印旛処理区	○
	三咲8丁目	印旛処理区	○
	三咲9丁目	印旛処理区(一部下水道全体計画区域外)	○(一部)
	三咲町	下水道全体計画区域外	
	緑台1丁目	高瀬処理区	○
	緑台2丁目	高瀬処理区	○
	湊町1丁目	西浦処理区	○
	湊町2丁目	西浦処理区	○
	湊町3丁目	西浦処理区	○
	南海神1丁目	西浦処理区	○
	南海神2丁目	西浦処理区	○
	南本町	西浦処理区	○
	南三咲1丁目	高瀬処理区	○
	南三咲2丁目	高瀬処理区	○
	南三咲3丁目	高瀬処理区	○
		印旛処理区	○
	南三咲4丁目	印旛処理区	○
	みやぎ台1丁目	印旛処理区	○(一部)
	みやぎ台2丁目	印旛処理区	○(一部)
	みやぎ台3丁目	印旛処理区	○
	みやぎ台4丁目	印旛処理区(一部下水道全体計画区域外)	○(一部)
	三山1丁目	津田沼処理区	○
	三山2丁目	印旛処理区	○
		津田沼処理区	○
	三山3丁目	津田沼処理区	○
	三山4丁目	津田沼処理区	○
	三山5丁目	津田沼処理区	○
印旛処理区		○	
三山6丁目	津田沼処理区	○	
三山7丁目	津田沼処理区	○	
三山8丁目	印旛処理区	○	
三山9丁目	印旛処理区	○	
宮本1丁目	高瀬処理区	○	
宮本2丁目	高瀬処理区	○	
宮本3丁目	高瀬処理区	○	
宮本4丁目	高瀬処理区	○	
宮本5丁目	高瀬処理区	○	
宮本6丁目	高瀬処理区	○	
宮本7丁目	高瀬処理区	○	
宮本8丁目	高瀬処理区	○	
宮本9丁目	高瀬処理区	○	
も	本中山1丁目	西浦処理区	○
	本中山2丁目	西浦処理区	○
	本中山3丁目	西浦処理区	○
	本中山4丁目	江戸川左岸処理区	○
	本中山5丁目	江戸川左岸処理区	○
	本中山6丁目	江戸川左岸処理区	○
	本中山7丁目	江戸川左岸処理区	○

下水道法事業計画区域 …… ○:事業計画策定済区域、 時期未定:下水道法事業計画未策定区域

町丁目名	下水道計画区域(処理区名)	下水道法 事業計画区域
や	八木が谷1丁目	印旛処理区 ○
	八木が谷2丁目	印旛処理区 ○(一部)
	八木が谷3丁目	印旛処理区(一部下水道全体計画区域外) ○(一部)
	八木が谷4丁目	印旛処理区 ○(一部)
	八木が谷5丁目	印旛処理区(大部下水道全体計画区域外) 時期未定
	八木が谷町	下水道全体計画区域外
	薬田台1丁目	津田沼処理区 ○
	薬田台2丁目	津田沼処理区 ○
	薬田台3丁目	津田沼処理区 ○
	薬田台4丁目	高瀬処理区 ○
	薬田台5丁目	高瀬処理区 ○
	薬田台6丁目	高瀬処理区 ○
	薬園台町1丁目	津田沼処理区 ○
	山手1丁目	高瀬処理区 ○(分流雨水一部)
	山手2丁目	高瀬処理区 ○(分流雨水一部)
		西浦処理区 ○
山手3丁目	高瀬処理区 ○(分流雨水一部)	
山野町	西浦処理区 ○	
わ	若松1丁目	高瀬処理区 ○
	若松2丁目	高瀬処理区 ○
	若松3丁目	高瀬処理区 ○

下水道法事業計画区域 …… ○:事業計画策定済区域、 時期未定:下水道法事業計画未策定区域

4. 西浦処理区

本処理区は本市の中心市街地を包含しており、市川市からも一部の流入がある。また、JR総武線付近は地形的に低地に位置しており、かつては浸水の常襲区域であった。

本処理区の全体計画は、計画面積1,243ha、計画人口124,800人、日最大汚水量84,580m³/日（市川市含む計画面積1,391ha、計画人口138,600人、日最大汚水量90,700m³/日）を予定し、汚水は西浦一丁目地先にある西浦下水処理場（敷地面積7.2ha）にて処理を行う計画である。

また、排除方式は臨海処理系統と行田処理系統の414haが分流式、その他の829haが合流式である。

本処理区の下水道事業は、浸水被害の早期解消を図るため、中心市街地である湊町地区において昭和37年に管渠布設工事、昭和41年には都疎浜ポンプ場工事に着手したのが始まりである。その後、合流式下水道として昭和45年に西浦下水処理場の建設に着手、昭和51年に供用を開始した。

近年では、臨海処理系統潮見町地区において、平成26年に都市計画変更、平成29年に事業計画区域拡大を行い、これにより西浦処理区の全てが事業計画区域となった。

なお、事業の進捗状況は、令和6年度末現在1,137haの区域が整備済となり、事業計画面積1,243haに対して約91%である。

(1) 西浦処理区整備計画

事業主体	船橋市	終末処理場 名称及び位置	西浦下水処理場 西浦1丁目17番	
全体計画	処理面積	1,243ha (1,391ha)	処理方法	
	処理人口	124,800人 (138,600人)		凝集剤併用型循環式硝化 脱窒法+急速ろ過法
	汚水量	84,580m ³ /日最大 (90,700m ³ /日最大)	排除方式	合流式一部分流式
			供用開始年度	昭和51年度
ポンプ場	6ヶ所	※ () 書きは市川市含む		

5. 高瀬処理区

本処理区は本市中央部を流れている2級河川海老川の流域とJR津田沼駅周辺を包含しており、習志野市からも一部の流入がある区域で、本市最大の処理区である。

本処理区の全体計画は、計画面積3,135ha、計画人口296,300人、日最大汚水量140,300m³/日（習志野市、鎌ヶ谷市含む計画面積3,224ha、計画人口313,200人、日最大汚水量147,710m³/日）、汚水は高瀬町地先の高瀬下水処理場（敷地面積21.2ha）にて処理を行う計画である。

また、汚水の排除方式は、処理区を東西に横断するJR総武線をほぼ境として海側の339haは合流式、山側2,796haは分流式にて計画している。

本処理区の下水道事業は、平成4年に事業認可を取得し、管渠、高瀬下水処理場の本格的な整備に着手、平成11年に供用を開始した。

本処理区下水道事業のうち海老川河岸沿いの浸水常襲区域であった宮本地区218haにおいては、昭和45年に暫定的に西浦処理区に編入し、昭和52年に宮本ポンプ場、管渠の建設に着手、昭和63年に同地区の整備が完了したが、高瀬下水処理場の供用開始されたことにより同地区を高瀬処理区に編入した。

また、整備着手に時間を要する上流域の一部において、千葉県と協議し「印旛沼江戸川左岸連絡幹線」を暫定的に利用することとした（船橋市暫定処理分区）。その後、幹線整備進捗に伴い、同地区を本来の高瀬下水処理場で処理するため、平成29年に事業計画区域拡大を行い、平成31年度に切替工事を完了した。

雨水整備については、令和元年度に雨水事業計画の長津川第一排水区、長津川第二排水区、長津川右岸第二排水区、飯山満川排水区、高瀬川右岸第一排水区の区域拡大、及び雨水全体計画見直しに伴って一部幹線を見直した。また、令和3年度には、飯山満川排水区、飯山満川右岸排水区の区域拡大を行った。

汚水整備の事業の進捗状況は、令和6年度末現在2,231haの区域が整備済となり、事業計画面積2,349haに対して約95%である。

(1) 高瀬処理区整備計画

事業主体	船橋市	終末処理場 名称及び位置	高瀬下水処理場 高瀬町56番	
全体計画	処理面積	3,135ha (3,223ha)	処理方法	嫌気無酸素好気法(凝集剤併用)+急速ろ過法
	処理人口	296,300人 (313,200人)		排除方式
	汚水量	140,300m ³ /日最大 (147,710m ³ /日最大)	供用開始年度	
	ポンプ場	3ヶ所	※ () 書きは習志野市、鎌ヶ谷市含む	

6. 津田沼処理区

本処理区は、習志野市と船橋市にまたがる普通河川菊田川流域を対象とした処理区で、船橋市は同流域の上流部に位置している。全体計画(船橋市域)は、合流方式により、計画面積382ha、計画人口41,400人を予定しており、汚水の処理は習志野市芝園地先にある津田沼浄化センターにて処理する計画である。

本処理区の下水道事業は、下流側習志野市において昭和47年から菊田川1号放流幹線の建設に着手し、平成9年に菊田川2号幹線が本市行政界に到達したことにより、本市も田喜野井、三田地区の一部が供用を開始した。

令和6年度末現在、事業計画面積382haの工事が完了し供用開始済である。

(1) 津田沼処理区整備計画

事業主体	船橋市	全体計画	処理面積	382ha
排除方式	合流式		処理人口	41,400人
供用開始年度	平成9年度		汚水量	19,370m ³ /日最大
			ポンプ場	

(2) 習志野市津田沼処理区整備計画

事業主体	習志野市	終末処理場 名称及び位置	津田沼浄化センター 8.2ha 習志野市芝園3-3-1	
処理面積	1,269ha (1,651ha)		処理方法	標準活性汚泥法、嫌気 無酸素好気法+急速 ろ過法
処理人口	99,000人 (140,400人)	排除方式		分流式、一部合流式
汚水量	44,440m ³ /日最大 (63,810m ³ /日最大)		供用開始年度	昭和42年
ポンプ場	2ヶ所			
管渠口径	⊙200mm ~2×□5,000×2,850mm			

※ () 書きは船橋市含む

7. 印旛処理区

本処理区は、千葉県重要な水ガメである印旛沼の水質保全と生活環境の向上を図るため、千葉県が事業主体となり、関係する13市町（12市1町）を対象とする印旛沼流域下水道に包含される区域である。

本処理区の全体計画区域（船橋市域）は、新京成線の東側、北は鎌ヶ谷市境から南側は習志野市境に至る区域で、旧日本住宅公団が造成した高根台団地、習志野台団地を含む1,754haと千葉ニュータウンの一部である小室地区120haの合計1,874haを計画面積とし、計画人口は149,800人である。

船橋市に係わる流域下水道幹線として、昭和53年に小室地区に西部幹線が到達し、同年に一部供用を開始し、昭和58年には、桑納幹線が高根台処理分区に、西部幹線が八木が谷第二処理分区に到達し、昭和60年にそれぞれの処理分区の一部が供用を開始した。

また、単独処理場であった高根台下水処理場と習志野台下水処理場（いずれも旧住宅公団施行）をそれぞれ昭和61年、昭和62年に廃止し、流域関連公共下水道処理区に変更した。

令和6年に汚水については鎌ヶ谷処理分区、神崎処理分区、及び高根台処理分区を、雨水については駒込川排水区、木戸川左岸第三排水区、及び木戸川左岸第四排水区の事業計画の区域拡大を行った。

本処理区の下水道事業の進捗状況は、令和6年度末現在1,311haの区域が整備済みであり、事業計画面積1,460haに対して約90%である。

(1) 印旛処理区整備計画

事業主体	船橋市	全体計画	処理面積	1,874a
排除方式	分流式		処理人口	149,800人
供用開始年度	昭和53年度		汚水量	68,880m ³ /日最大
			ポンプ場	

(2) 印旛沼流域下水道事業概要

関係市町村 ○印は 供用市町村	13市町（12市1町） ○千葉市○佐倉市○船橋市 ○八千代市○成田市 ○鎌ヶ谷市○習志野市 ○四街道市○酒々井町 ○白井市○印西市○富里市 ○八街市	終末処理場 名称及び位置	花見川終末処理場 21ha （千葉市） 花見川第二終末処理場 （千葉市習志野市） 24ha	
		処理方法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法＋急速砂ろ過法	
		排除方式	分流式	
全体計画	処理面積	27,073.3ha	供用開始年度	昭和49年4月
	処理人口	1,308.1千人	※印旛沼江戸川左岸連絡幹線（25.3km）を含む。	
	汚水量	712,810m ³ /日最大		
	管渠※	φ700～3,300mm 223.9km		
	ポンプ場	11ヶ所		

8. 江戸川左岸処理区

本処理区は、江戸川左岸流域の都市化に伴い流域内河川の水質汚濁が進行してきたため、昭和47年千葉県が事業主体となり、8市を対象とする江戸川左岸流域下水道に包含される区域である。

本処理区の全体計画区域（船橋市域）は、市川市及び鎌ヶ谷市と隣接する本中山、藤原及び丸山地区等476haを計画面積とし、計画人口40,600人である。

本処理区の下水道事業は、平成3年に本中山地区40haの事業認可を取得し、平成25年には船橋第1・第2・第3処理分区193 haを事業計画区域に追加した。平成29年には鎌ヶ谷第1・市川第4・市川第5-2処理分区を追加し、令和6年の事業計画変更を経て区域を339haとする計画変更を行った。

なお、平成29年度の事業計画変更において鎌ヶ谷第1処理分区は下流側（鎌ヶ谷市）の整備完了までに時間を要するため、船橋第1・船橋第3処理分区に暫定流入する計画としている。

また、市川第4・市川第5-2処理分区は市川市の施設を流下して市川幹線に接続する計画であるが、市川市は早期未普及解消のため「印旛沼・江戸川左岸連絡幹線」を暫定的に利用する事業計画に基づき事業を実施しているため、当市においても同様の事業計画としている。

事業の進捗状況は、令和6年度末現在289haの区域が整備済となり、事業計画面積339haに対して約85%である。

(1) 江戸川左岸処理区整備計画

事業主体	船橋市	全体計画	処理面積	476ha
排除方式	分流式		処理人口	40,600人
供用開始年度	平成5年度		汚水量	17,700m ³ /日最大
			ポンプ場	

(2) 江戸川左岸流域下水道事業概要

関係市町 ○印は 供用市町	8市 ○市川市○松戸市○流山市 ○野田市○柏市○鎌ヶ谷市 ○浦安市○船橋市	終末処理場 名称及び位置	江戸川第一終末処理場 (市川市) 30ha 江戸川第二終末処理場 (市川市) 26ha	
全体計画	処理面積	19,623.83ha	処理方法	凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法+急速ろ過法
	処理人口	1,378.8千人		
	汚水量	701,110m ³ /日最大	排除方式	分流式、一部合流式
	管渠	φ400～4,750mm 124.6km	供用開始年度	昭和56年度
	ポンプ場	3ヶ所	※印旛沼江戸川左岸連絡幹線(25.3km)を含む。	

Ⅲ 下水道の普及

1. 年度別普及率

年 度		市 域		下水道普及率		汚水処理普及率		汚水整備率		雨水整備率		摘 要
西暦	和暦	人口(人)	面積(ha)	整備済	普及率	整備済	普及率	整備済	整備済	整備済	整備済	
				人口(人)	(%)	人口(人)	(%)	面積(ha)	(%)	面積(ha)	(%)	
1961	昭和36	157,265	7,918	4,056	2.6							事業開始
1965	昭和40	230,803	8,166	18,102	7.8							
1970	昭和45	329,227	8,169	36,722	11.2							
1975	昭和50	417,722	8,197	40,510	9.7							
1980	昭和55	477,244	8,494	63,300	13.3							
1985	昭和60	504,072	8,510	89,800	17.8							
1990	平成2	524,921	8,563	133,700	25.5							
1995	平成7	535,237	8,563	181,800	34.0			1,545	22.2	876	12.6	
2000	平成12	546,049	8,564	232,100	42.5			2,125	30.5	1,016	14.6	
2005	平成17	569,750	8,564	308,900	54.2			2,903	41.6	1,278	18.3	
2008	平成20	590,943	8,564	391,864	66.3			3,485	50.0	1,512	21.7	
2009	平成21	598,213	8,564	419,170	70.1			3,651	51.4	1,551	21.8	
2010	平成22	601,321	8,564	440,354	73.2	528,725	87.9	3,815	53.7	1,576	22.2	
2011	平成23	602,996	8,564	452,645	75.1	533,381	88.5	3,922	55.2	1,596	22.4	
2012	平成24	615,876	8,564	473,860	76.9	548,655	89.1	4,092	57.6	1,672	23.5	
2013	平成25	620,389	8,564	490,269	79.0	553,235	89.2	4,211	59.2	1,805	25.4	
2014	平成26	624,396	8,564	506,006	81.0	558,105	89.4	4,316	60.7	1,817	25.6	
2015	平成27	627,816	8,562	515,092	82.0	570,873	90.9	4,388	61.7	1,818	25.6	
2016	平成28	632,341	8,562	533,107	84.3	596,073	94.3	4,510	63.4	1,818	25.6	
2017	平成29	636,539	8,562	546,649	85.9	608,045	95.5	4,628	65.1	1,854	26.1	
2018	平成30	640,012	8,562	558,710	87.3	613,703	95.9	4,728	66.5	1,865	26.2	
2019	令和元	643,971	8,562	569,142	88.4	619,863	96.3	4,893	68.8	1,896	26.7	
2020	令和2	645,450	8,562	580,982	90.0	626,688	97.1	5,016	70.5	1,896	26.7	
2021	令和3	645,972	8,562	583,739	90.4	629,050	97.4	5,073	71.4	1,906	26.8	
2022	令和4	647,597	8,562	588,625	90.9	631,120	97.5	5,138	72.3	1,911	26.9	
2023	令和5	648,594	8,562	595,606	91.8	633,937	97.7	5,240	73.7	1,923	27.0	
2024	令和6	650,768	8,562	599,722	92.2	637,414	98.0	5,350	75.2	1,926	27.1	

令和6年度末現在

(注1) 平成23年度以前の人口は外国人を含まない。

(注2) 「汚水整備率」「雨水整備率」は整備済面積(ha)/全体計画面積(H20年度以前：6973ha, H21年度以降：7,110ha)×100(%)として算出している。

2. 処理区別下水道普及率

区 分		区 域						計 画 区 域 外	計
		西 浦 処 理 区	高 瀬 処 理 区	津 田 沼 処 理 区	印 旛 処 理 区	江 戸 川 左 岸 処 理 区			
A 行政区域面積 (ha)		1,243	3,135	382	1,874	476	1,452	8,562	
B 全体計画面積 (ha)		1,243	3,135	382	1,874	476		7,110	
C 行政区域内人口 (人)		122,220	296,356	40,203	146,493	41,006	4,490	650,768	
整備面積	D 事業計画区域面積 (ha)	1,243	2,349	382	1,460	339		5,629	
	E 整備面積 (ha)	1,137	2,231	382	1,311	289		5,350	
	整備率 E/B (%)	91.5	71.2	100.0	70.0	61.0		75.2	
整備人口	F 事業計画区域内人口 (人)	122,220	277,747	40,203	138,244	38,569		616,983	
	G 整備人口 (人)	119,606	271,053	40,203	135,214	33,646		599,722	
	普及率 G/C (%)	97.9	91.5	100.0	92.3	82.1		92.2	

令和6年度末現在

IV 下水道事業の財源

下水道は、都市の環境の整備、公衆衛生の向上及び浸水被害の防除などの公共性と私的な受益性を持つ都市の根幹的な施設である。

下水処理場、管渠等の施設は、人口や産業の規模及び土地利用計画に沿って建設するため、先行的な投資が必要であり、その財源には、国庫補助金、企業債、受益者負担金等を充てている。

維持管理費用は、主に下水道使用料により賄われている。

1. 国庫補助金

下水道法第34条は、予算の範囲内において政令で定めるところにより、その（公共下水道の）設置又は改築に要する費用の一部に対し国が補助することができるとしている。

（1）地方公共団体に対する国庫補助（採択基準）

基本計画の策定、都市計画決定、下水道法上の事業計画の策定、都市計画事業の認可手続を行った事業であること。

（2）国庫補助対象事業範囲

主要な管渠、主要な管渠を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設、終末処理場、終末処理場を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設。

その他、当該主要施設に関わる調査・設計委託費、用地費、路面復旧費、改築費等

2. 企業債

下水道施設の建設は、単年度に多額の財源を必要とするためその資金を企業債の発行により確保している。

（1）充当率

補助事業：地方負担額の100%

単独事業：対象事業費の100%

（2）企業債現在高と元利償還金の推移

（単位：百万円）

年 度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
企業債現在高	138,380	137,668	136,302	132,364	129,423	126,303	123,482	118,126	114,741	110,010
元利償還金	10,656	11,195	11,540	11,893	12,281	12,871	11,679	12,027	11,213	12,617

※平成30年4月1日より地方公営企業法適用のため、平成29年度以前は「企業債」を「地方債」と読み替える。

3. 下水道事業受益者負担金

下水道事業受益者負担金制度は、下水道の整備により土地の利便性が未整備区域に比べ上昇することから、その受益の範囲内で土地の所有者等に負担してもらう制度である。その負担金は、公共下水道を計画的にしかも早期に整備するために、建設費の一部に充てている。根拠は、都市計画法第75条に基づく船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例である。

(1) 負担金

市街化区域300円/㎡ 市街化調整区域380円/㎡

(2) 賦課時期：当該年度中に供用開始をした区域に対して翌年度賦課

(3) 納付方法：3年分割 年4回（納付月：8月、10月、12月、2月）

(4) 調定及び収納状況

(単位：千円、%)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
調 定 額	96,971	59,352	69,789	50,111	34,634
収 入 済 額	94,626	57,510	68,117	48,412	33,495
収 納 率	97.6	96.9	97.6	96.6	96.7

※地方公営企業法適用に伴い現年度分のみ記載し、収入済額に還付未済額は含まない。

4. 下水道使用料

下水道使用料は、下水道法第20条に基づく船橋市下水道条例により、下水道処理区域の利用者に賦課する。この使用料は下水道施設（処理場・ポンプ場・管渠）の維持管理費及び資本費のうち汚水処理に係る経費に充てるものである。

(1) 使用料金表（月額、消費税相当額を含む）

（改正：令和2年7月1日）

汚水の種類	基本使用料	従 量 使 用 料	
		汚 水 排 除 量	使用料(1㎡につき)
一 般 汚 水	759.00円	10m ³ までの部分	34.10円
		10m ³ を超え 20m ³ まで	111.10
		20m ³ を超え 30m ³ まで	181.50
		30m ³ を超え 50m ³ まで	253.00
		50m ³ を超え 100m ³ まで	302.50
		100m ³ を超え 500m ³ まで	324.50
		500m ³ を超え 1,000m ³ まで	352.00
		1,000m ³ を超え 2,000m ³ まで	368.50
		2,000m ³ を超えるもの	418.00
浴 場 汚 水 ※	110.00円 (10m ³ までの部分)	10m ³ を超える部分	11.00円

※浴場汚水とは、公衆浴場営業（温泉、蒸風呂その他特殊な公衆浴場営業を除く。）の用に供した汚水をいう。

(2) 汚水排除量の認定

- ・水道水を使用した場合…水道の使用水量をもって排除量とみなす。
- ・井戸水等を使用した場合…一般家庭においては、世帯員一人につき1カ月5^mとみなす。
営業用においては、井戸水等の使用水量を排除量とみなす。
なお、水道水と井戸水等を併用する場合はそれぞれの使用水量を合算する。

(3) 納付方法

千葉県指定の方法により納付。

*令和3年1月より下水道使用料の徴収事務を千葉県へ委託している。千葉県企業局給水区域については上下水道料金を合わせて、習志野市企業局給水区域または井戸水のみ使用者については下水道使用料を千葉県が徴収。

(4) 調定及び収納状況

(単位：千円、%)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
調 定 額	8,011,680	8,403,128	8,347,146	8,353,553	8,464,276
収 入 済 額	7,014,631	7,530,786	7,468,858	7,477,821	7,568,625
収 納 率	87.6	89.6	89.5	89.5	89.4

※地方公営企業法適用に伴い現年度分のみ記載し、収入済額に還付未済額は含まない。

5. 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、一般会計が負担することとされる経費の基本的な考え方である「下水道事業繰出基準」等に基づき、負担金・補助金・出資金の別に繰出されている。たとえば雨水処理に要する経費は、一般会計が負担すべきものとされている。

V 下水道の利用促進

1. 排水設備工事

排水設備工事の申請状況

(単位：件)

年 度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
くみ取り 便所改造	65	20	30	7	10	10	15	3	2	2
浄化槽 切替 増設・改築	1,758	1,023	2,004	1,864	1,683	1,421	1,215	753	645	353
新 設	1,852	2,101	1,932	1,990	1,997	1,904	2,058	1918	1848	1761
計	3,675	3,144	3,966	3,861	3,690	3,335	3,288	2674	2495	2116

排水設備の工事は、船橋市下水道条例で市指定排水設備工事店でなければ施工できないとしている。

◎市指定排水設備工事店数 385 店（令和6年度末現在）

2. 排水設備工事資金の貸付及び補助事業

下水道の効率的な活用を促進するため、排水設備工事資金の貸付及び生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費の補助を行っている。

(1) 水洗便所化改造工事資金貸付

イ) 制度の概要

貸 付 の 対 象	貸 付 額	償 還 方 法	利息
くみ取り便所を水洗便所に改造する場合、1便槽につき	50万円以内	40か月均等分割	なし
既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続する場合、1基につき	35万円以内		
分流区域の既設の排水設備で誤接続された構造のものを改築する場合、排水設備一式につき	30万円以内		

ロ) 貸付状況

(単位：件・千円)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
件 数	110	93	54	34	31
金 額	26,397	22,830	14,120	8,452	8,845

(2) 生活扶助世帯等に対する水洗便所設置費補助

イ) 制度の概要

水洗便所化改造工事資金の補助対象者は、生活扶助世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている世帯であって、処理区域内において、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者や、浄化槽を廃止して公共下水道に接続しようとする者に対し、工事費用の補助を行っている。

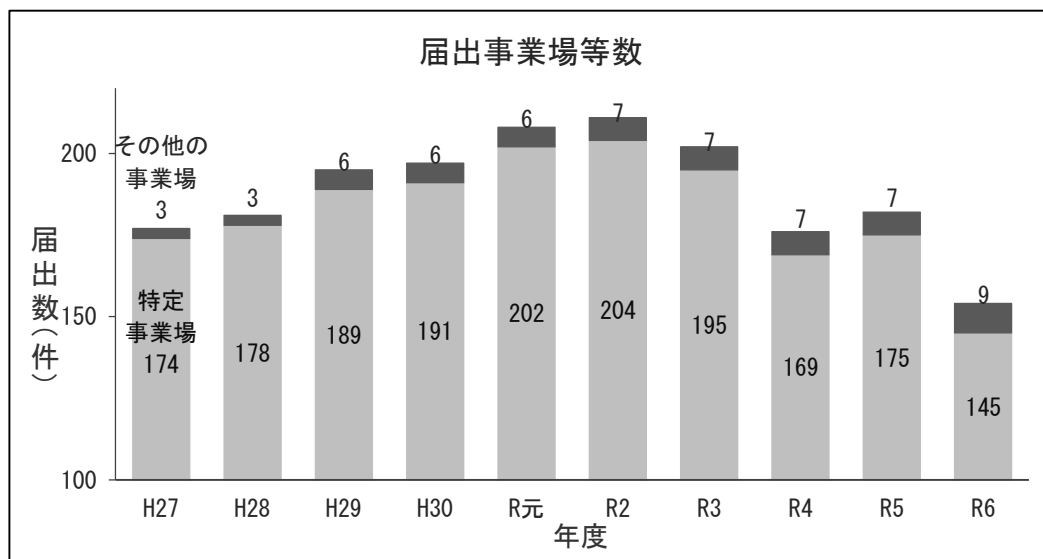
ロ) 年度別補助状況

(単位：件・千円)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
件 数	2	0	0	0	0
金 額	613	0	0	0	0

3. 事業場等に対する水質規制

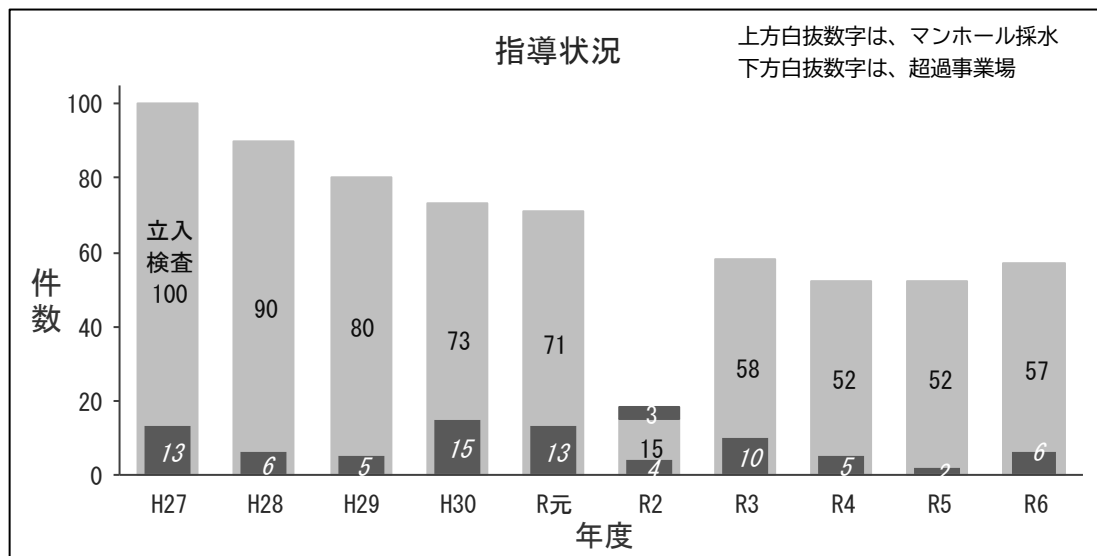
(1) 事業場等の届出状況



(2) 事業場等の指導状況

有害物質を使用している事業場など、下水排除基準を超えるおそれのある事業場を中心に立入検査を実施している。採水検査で基準超過が認められた場合は、改善措置を講じるよう指導している。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症まん延により、立入検査を縮小した。）

また、令和元年度は通常の立入検査以外にマンホールで採水を行った。



VI 下水道の施設及び処理状況

1. 西浦下水処理場

西浦下水処理場は、計画面積1,391ha、計画人口138,600人の汚水を処理するための施設であり、全体処理能力91,000m³/日を計画している。

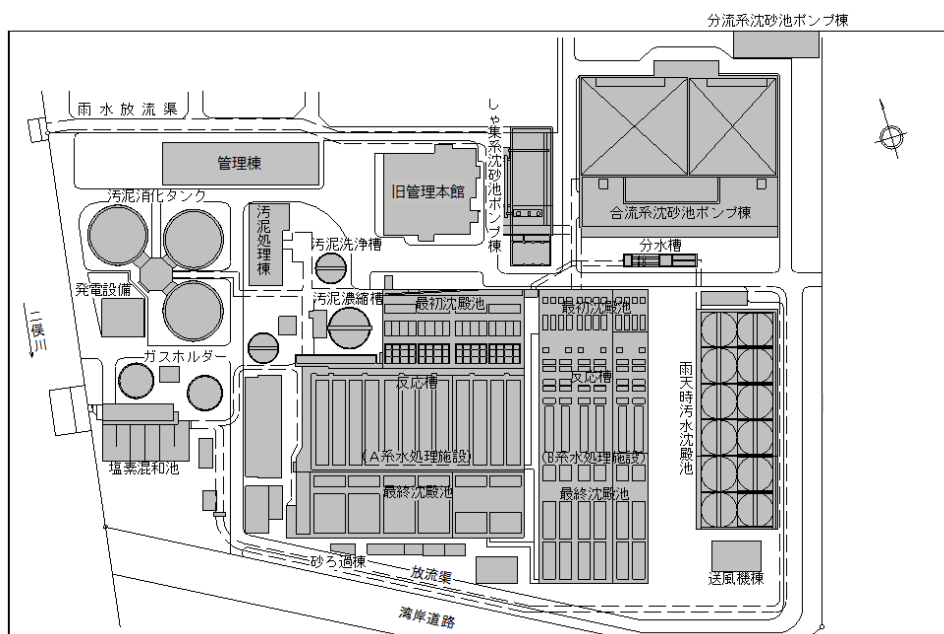
昭和45年に建設工事に着手し昭和51年に一部供用を開始し、現在81,000m³/日の処理能力を有している。なお、平成12年度より既設の水処理施設を高度処理とする改修工事を行っており、平成30年度に全池が高度処理対応となった。

令和元年度より下水汚泥から発生する消化ガスを燃料とし、電力固定価格買取制度（FIT）を活用した発電事業を民設民営方式により行っている。

(1) 施設計画概要表

区 分	計 画 等
位 置	西浦1丁目4番6号
敷 地 面 積	72,410m ²
処 理 区 名	西浦処理区
排 除 方 式	合流式（一部分流式）
処 理 方 法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法＋急速ろ過法
供用開始年月	昭和51年4月
放 流 先	二俣川
汚 泥 処 理 法	濃縮→消化→脱水→焼却
汚 泥 処 分 方 法	委託処分

(2) 西浦下水道処理場 全体平面図



2. 高瀬下水処理場

高瀬下水処理場は、計画面積3,224ha、計画人口313,200人の汚水を処理するための施設であり、全体処理能力148,000m³/日を計画している。

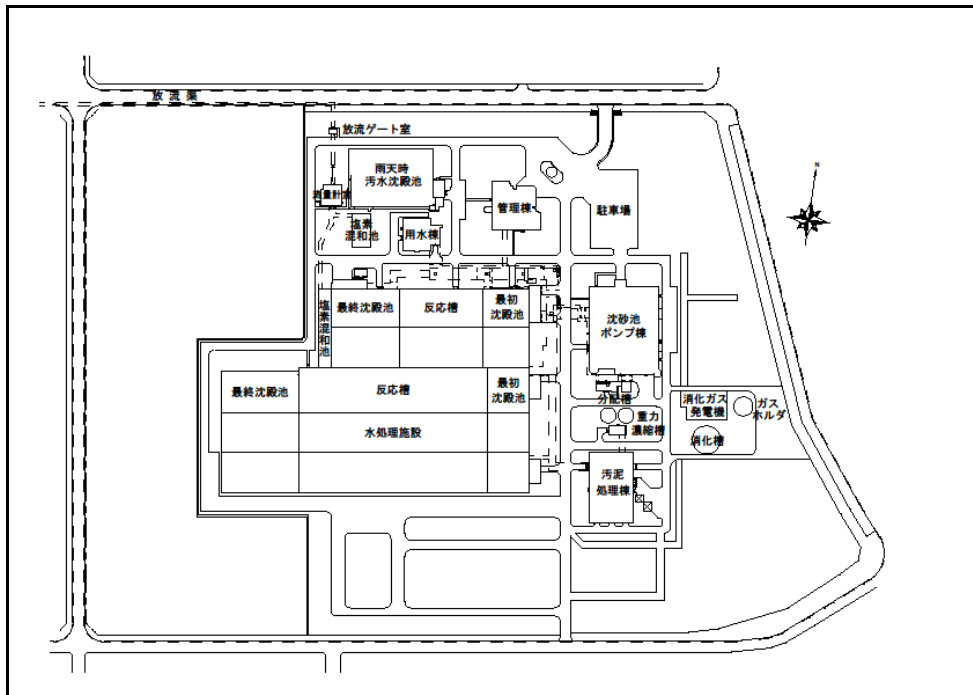
平成5年度に建設工事に着手し、平成11年に一部供用を開始し、現在102,000m³/日の処理能力を有している。なお、平成14年度より既設の水処理施設を高度処理とする改修工事を行い、全池が高度処理対応となっている。

令和4年度より下水汚泥から発生する消化ガスを燃料とし、電力固定価格買取制度（FIT）を活用した発電事業を行っている。（消化施設:デザインビルド方式+発電事業:民設民営方式）

(1) 施設計画概要表

区 分	計 画 等
位 置	高瀬町56番地
敷 地 面 積	211,650m ²
処 理 区 名	高瀬処理区
排 除 方 式	分流式（一部合流式）
処 理 方 法	嫌気無酸素好気法（凝集剤併用）+急速ろ過法
供用開始年月	平成11年4月
放 流 先	東京湾
汚 泥 処 理 法	濃縮→消化→脱水→焼却
汚泥処分方法	委託処分

(2) 高瀬下水処理場 全体平面図



3. 都疎浜ポンプ場

都疎浜ポンプ場は、本町・湊町地区（115ha）の雨水排水を行うポンプ場である。なお、ポンプ場の監視及び操作は西浦下水処理場にて、遠方監視システムで行っている。

(1) 施設計画概要表

区 分	計 画 等
位 置	南本町21番22号
敷 地 面 積	2,200m ²
処 理 区 名	西浦処理区
排 除 方 式	合流式
目 的	雨水排除
使用開始年月	昭和45年12月
排 水 区 域	115ha
放 流 水 域	東京湾

4. 宮本ポンプ場

宮本ポンプ場は、高瀬処理区の一部である海老川沿岸の低地部を包含する宮本地区（218ha）の雨水排水を行うポンプ場である。なお、ポンプ場の監視及び操作は高瀬下水処理場にて、遠方監視システムで行っている。

(1) 施設計画概要表

区 分	計 画 等
位 置	宮本2丁目15番5号
敷 地 面 積	1,850m ²
処 理 区 名	高瀬処理区
排 除 方 式	合流式
目 的	雨水排除
使用開始年月	昭和55年10月
排 水 区 域	218ha
放 流 水 域	東京湾

5. 中山ポンプ場

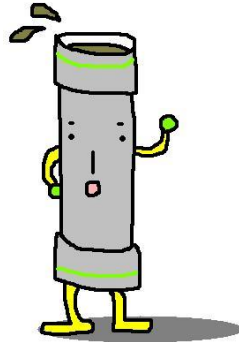
中山ポンプ場は、本中山地区（一部市川市）（196ha）の雨水排水を行うポンプ場である。なお、ポンプ場の監視及び操作は西浦下水処理場にて、遠方監視システムで行っている。

(1) 施設計画概要表

区 分	計 画 等
位 置	本中山3丁目5番11号
敷 地 面 積	1,410m ²
処 理 区 名	西浦処理区
排 除 方 式	合流式
目 的	雨水排除
使 用 開 始 年 月	昭和47年4月
排 水 区 域	196ha
放 流 水 域	真間川



ヒューム★イエロー



ヒューム★グリーン



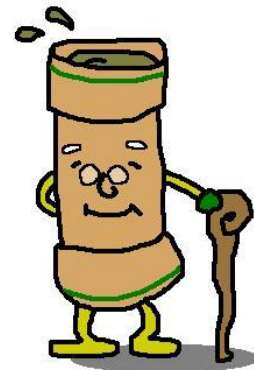
ヒューム★ピンク



ヒューム★ブルー



ヒューム★レッド



陶じいさん

ふなばしの下水道概要

令和7年度
(令和8年1月発行)

発行 船橋市下水道部
〒273-8501
千葉県船橋市湊町2-10-25
電話 047-436-2648



船橋市デザイン鉄蓋

導入の経緯

平成元年、それまでの市の鉄蓋はデザインが統一されていませんでしたが、一目で船橋市の蓋であると分かる蓋をつくらうということになりました。

そこで、広く市民からデザインを募集し、優秀な応募作品を参考にして、蓋のデザインを決定しました。

デザインの由来

五大力船(ごだいきせん)は、江戸時代から近世にかけて船橋港に頻繁に出入りした船で、米や農作物など様々な積み荷を積載して江戸湾内を往来していました。

「五大力」とは、五大力菩薩から引用したものとされます。

また、市の木「サザンカ」もモチーフとしてあしらいました。